

學 則

長野理容美容専門学校

長野理容美容専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に則とり、美容師養成制度にかかわる関係政省令に基づいた必要な知識及び技能を修得させ、さらにエステティシャン養成については、関連法規に基づいた知識、技能の修得をはかり、もって社会人としての教養と近代的な感覚を会得させ地域保健衛生の担い手を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、長野理容美容専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、長野市中御所3丁目11番2号

(課程及び学科の種類・修業年限・定員)

第4条 本校の課程及び学科の種類・修業年限・定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	修 業 年 限	入 学 定 員	学 級 数
昼 間 課 程 (衛生専門課程)	美 容 科	2 年	1 2 0 名	3
通 信 課 程 (別 科)	美 容 科	3 年	8 0 名	2
昼 間 課 程 (衛生専門課程)	ビューティ ビジネス科	2 年	3 0 名	1

第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第5条 昼間課程の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 通信課程の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて、3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。但し、校長において必要と認めたとき、休業日でも授業を行うことができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 夏季・冬季及び学年末において、校長が定めた日

(4) その他校長が定めた日

第3章 教育課程・授業日数及び始業終業時刻

(教育課程)

第8条 教科科目及び授業時間数は、次のとおりとする。

2 昼間課程

(1) 美容科

		教 科 課 目	美容科
必修 課 目		関係法規・制度	30
		衛生管理	90
		保健	90
		香粧品化学	60
		文化論	60
		美容技術理論	150
		運営管理	30
		美容実習	900
		小 計	1410
選択 課 目	一般 教養 課目	芸術	60
		健康運動学	30
		コミュニケーション学	60
		社会福祉学	30
	専門 教育 課目	着付・カット（選択）	60
		メイク	60
		ヘアデザイン	90
		シャンプーヘッドスパ	90
		選択実習	60
		総合技術	90
		小 計	630
総 授 業 時 間 数		2040	

(2) ビューティビジネス科

必修理論	時間数
エステティック理論	180
人体学	180
セラピー理論	60
実技理論	120
小 計	540
実践教養	時間数
ビジネスマナー	38
リクルート	12
ブライダル	100
小 計	150
必修実技	時間数
フェイシャル実技	310
ボディ実技	260
脱毛実技	40
ネイル実技	120
メイク実技	120
カウンセリング実技	30
模擬サロン実習	36
トータル実習	404
セラピー実技	30
小 計	1350
総合計	2040

3 通信課程

(1) 美容科

	教科課目	美容科	
		面接授業	添削指導
必修 課 目	関係法規・制度	10	3回以上
	衛生管理	30	4回以上
	保健	25	3回以上
	香粧品化学	30	2回以上
	文化論	10	2回以上
	美容技術理論	10	8回以上
	運営管理	5	3回以上
	美容実習	175	6回以上
	計	295	31回以上
選択 課 目	外国語		1回以上
	社会福祉		1回以上
	ビジネスマナー		1回以上
	美容カウンセリング	5	1回以上
	ヘアスタイル画による トータルファッション	5	1回以上
	計	10	5回以上
	総授業時間数	305	36回以上

4 通信課程は、次の事項に従う。

(1) 中学卒業者に教科課目の学習を補助するため、次の講習を実施する。

講習課目	添削指導
現代社会	3回以上
化学	3回以上
保健	3回以上

(2) 通信養成を行う地域は、全国を対象とする。

(3) 面接授業を行う場所は、本校の校舎で実施する。また、教育相談窓口を設置し、随時質問・相談を受け付ける。

(4) 通信授業（中学卒業者用講習も含む）及び添削指導に係る事務の一部を（公社）日本理容美容教育センターに委託をする。

（委託業務の内容）

- ①教材並びに補助教材の作成及び配布
- ②添削指導に係る報告課題の作成、添削の処理及び保管
- ③学業成績の評定及び成績の結果通知
- ④図書の推薦

（授業日数及び始業・終業時刻）

第9条 授業日数及び始業・終業時刻は、校長が定める。

第4章 職 員

(職 員)

第10条 本校に校長・教員を置く。

2 本校に嘱託講師・事務職員を置く。

3 校長は、校務を処理し所属教職員を指導監督する。

第5章 入学・退学及び休学等

(入学の選抜)

第11条 入学志願者に対しては、入学者の選抜を行う。

2 昼間課程入学志願者の選抜は、次の方法で行う。

(1) 書類選考

(2) 作文、面接試験

3 通信課程入学志願者の選抜は、書類をもって行う。

(入学志願の手続き)

第12条 入学志願者は、入学願書(様式第1号)・その他必要な書類等を提出しなければならない。

(入学資格)

第13条 昼間課程の美容科並びにビューティビジネス科の入学資格は、学校教育法第90条に規定する大学に入学することのできる者に準ずる。

2 通信課程の美容科の入学資格は、学校教育法第57条に規定する高等学校に入学できる者に準じ、美容所に従事している者に限る。

(入 学)

第14条 入学は、校長がこれを許可する。

2 入学の時期は、4月の始めとする。但し、通信課程にあっては、10月の始めとする。

(入学の手続き)

第15条 入学を許可された者は、保証人の誓約書(様式第2号)、入学納付金を校長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、次に掲げる者でなければならない。

(1) 親権者または後见人

(2) 兄弟または縁故の者

(3) 独立の生計を営む成年の者

- 3 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校の教育活動に協力しなければならない。

(保証人の変更)

第16条 保証人に変更があったときは、あらためて誓約書を提出しなければならない。

第17条 保証人は、転居しまたは氏名等を変更したときは、直ちに、校長に届出なければならない。

(退学・転出入学)

第18条 退学しようとする者は、保証人と連署した退学願(様式第3号)を校長に提出してその許可を得なければならない。この場合において、病気によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 他の養成施設から当校への転入及び当養成施設から他校への転出を希望する者については、所定の書類提出並びに手続きにより許可する。

(休 学)

第19条 病気その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、保証人と連署した休学願(様式第4号)に、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合はその事由書を添えて、校長に願出なければならない。

(復 学)

第20条 休学中の者で、復学しようとする者は、保証人と連署した復学願(様式第5号)に、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合はその事由書を添えて、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 昼間課程の復学日は4月1日とする。

- 3 通信課程の復学日は、履修科目の状況による。

(伝染性疾患による登校停止)

第21条 校長は、伝染性疾患等集団活動に支障があると思われる疾患にかかり若しくはそのおそれのある生徒に対しては、登校の停止を命ずる。

第6章 入学金・授業料及び実験実習費等の徴収

(入学金・授業料及び実験実習費等の徴収)

第22条 入学金・授業料及び実験実習費等の額並びに徴収方法については、別表による。

2 前項の授業料・実験実習費は、出席の有無にかかわらず、納入しなければならない。
但し、休学が全月にわたる場合はこれを徴収しない。

3 通信課程の授業料・実験実習費等の額並びに徴収方法については、別表による。

(既納分の処置)

第23条 すでに納入した入学金・授業料及び実験実習費等は、これを返還しない。ただし、入学前の3月31日までに入学を辞退する旨の申し出があった場合には、入学金以外の学納金を返還する。

(授業料等の減免)

第24条 第22条に定める授業料等の費用については、別に定める規定により、これを減免することができる。

第7章 学習の評価

(学習の評価)

第25条 学習の評価は、各学期末に行う試験の成績、平素の学習態度、出席状況等を総合的に勘案して行う。

第8章 卒業の認定及び卒業

(卒業の認定)

第26条 卒業は履修簿・学習成績簿・出欠席の状況等の記録に基づいて認定会議を行い、校長がこれを認定する。

(卒業証書の授与)

第27条 校長は、所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第9章 表彰及び懲戒、留年等

(表 彰)

第28条 校長は、学業・人物・その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒、留年等)

第29条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒または留年、卒業延期の措置をとることができる。

2 前項の懲戒は、訓戒・停学及び退学とする。

3 前項の訓戒・停学は、次の各号の一に該当する者に限る。

(1) 反道徳的行為をした者

(2) 教師の数度にわたる指導にもかかわらず、改善が見られない者

4 第2項の退学は、次の各号の一に該当する者に限る。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくして欠席・遅刻・早退・欠課が基準を上まわる者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

5 第1項の留年、卒業延期は次の各号の一に該当する者に限る。但し卒業延期については3学期末の判定による。

(1) 努力不足により学力不振で当該学年の所定の課程において、再試験の救済措置をしても及第点に達しない者

(2) 努力不足により実技習得不十分で当該学年の実習技術において、規定の水準に達しない者

(3) 正当な理由（入院、身体的な面の医師による登校禁止等）がなくして積算された欠席日数が基準を上まわる者

(4) 正当な理由（入院、身体的な面の医師による登校禁止等）を有するが積算された欠席日数が基準を上まわる者

6 その他生徒指導内規による。

第10章 健康診断

(健康診断)

第30条 健康診断は、年1回以上実施する。

第 1 1 章 補 則

第 3 1 条 この学則に定めるもののほか、その他必要事項は、校長が定める。

附 則

この学則は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 1 1 年 6 月 1 0 日から適用する。

この学則は、平成 1 2 年 4 月 3 日から適用する。

この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 0 年 1 2 月 8 日から適用する。

この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

但し、第 2 2 条第 3 項については、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

但し、第 2 2 条第 3 項については、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

但し、第 8 条第 3 項については、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用する。

この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

但し、第 8 条第 3 項、第 4 項については、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から適用する。

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この学則は、令和4年4月1日から適用する。

但し、第8条の規定は令和4年度の入学生から適用し、令和3年度以前の入学生においては、従前の例による。

この学則は、令和5年10月1日から適用する。

この学則は、令和6年4月1日から適用する。

■昼間課程（美容科）

【入学金及び授業料等の納入額】

項 目	1 年 次		2 年 次	
	摘 要	金 額	摘 要	金 額
入 学 金	入学時	80,000円	—	—
施設設備充実資金	入学時	125,000円	前期(4月)	125,000円
授 業 料	入学時	228,000円	前期(4月)	228,000円
	9 月	228,000円	後期(9月)	228,000円
実 験 実 習 料	入学時	102,000円	前期(4月)	102,000円
	9 月	102,000円	後期(9月)	102,000円
施設設備運営費	入学時	4,500円	前期(4月)	4,500円
	9 月	4,500円	後期(9月)	4,500円

■通信課程（美容科）

【入学金及び授業料等の納入額】

項 目	1 年 次		2 年 次・3 年 次	
	摘 要	金 額	摘 要	金 額
入 学 金	入学時	53,500円	—	
施設設備充実資金	入学時	150,000円		
授 業 料 (月額10,500円)	入学時	63,000円	10月	63,000円
	4 月	63,000円	4 月	63,000円
実習費(3年間)	入学時	86,100円	—	
中学卒業者講習 通信教育費(3年間)	入学時	10,000円		

■ビューティビジネス科

【入学金及び授業料等の納入額】

項 目	1 年 次		2 年 次	
	摘 要	金 額	摘 要	金 額
入 学 金	入学時	60,000円	—	—
施設設備充実資金	入学時	175,000円	前期(4月)	175,000円
授 業 料	入学時	210,000円	前期(4月)	210,000円
	9 月	210,000円	後期(9月)	210,000円
実 験 実 習 料	入学時	120,000円	前期(4月)	120,000円
	9 月	120,000円	後期(9月)	120,000円
施設設備運営費	入学時	3,000円	前期(4月)	3,000円
	9 月	3,000円	後期(9月)	3,000円